

少子高齢社会への対応

次代を担う子どもの育ち・学び・遊びを支える環境づくり

妊婦健康診査の公費負担の充実

67,596千円

概要

近年、女性の晩婚化による出産年齢の上昇、核家族化の中でストレスを抱え孤立する妊婦、低出生体重児や多胎児の出生割合の増加など、妊娠と出産を取り巻く状況が変化しています。また、経済的事情により健康診査を充分に受診しない妊婦や駆け込み出産も問題となっています。

妊婦健康診査は、妊娠経過を適時に把握し、分娩上のリスクを早期に発見・対応し、妊婦に対して生活面での指導を行う機会として重要なものです。

目黒区では、妊婦健康診査の公費負担を充実することにより、安全な出産へ向けた妊婦と医療機関との関係強化を図ります。

内容

これまで目黒区では、妊娠前期と後期に1回、計2回の妊婦健康診査の公費負担を行ってきましたが、一般に、妊娠期間中の妊婦健康診査は14回位が望ましいとされています。

妊婦健康診査の公費負担は、子育て世帯への費用負担軽減とともに妊娠初期から周産期における母子保健強化として重要ですので、平成20年度から妊婦健康診査の公費負担回数を14回に拡充いたします。従来35歳以上の妊婦の方を対象としていた超音波検査の公費負担についても、年齢にかかわらず実施いたします。

また、都市部の特徴として、遠隔地への里帰り出産をされる妊婦も多いと思われますので、都外医療機関での妊婦健康診査費用についても助成を開始いたします。

問い合わせ

健康推進部 日黒保健センター 保健サービス係 (5722) 9503

少子高齢社会への対応

次代を担う子どもの育ち・学び・遊びを支える環境づくり

障害児の通学の介助に対する支援

22,109千円

概要

介助者の付き添いがなければ外出することが困難な障害児の通学に関して、保護者が就労等の場合に利用できる仕組みを求める声が、長年にわたって区に寄せられてきました。このような声に応え、区は、これまで緊急介護人が利用できるよう運用・工夫してきたところですが、緊急時対応の事業趣旨や枠組みから回数に限りがあり、なお一層の支援拡充と新たな仕組みの構築を求める意見が寄せられてきました。

こうしたことを受け、区は平成20年度から、障害児の通学のための介助支援を移動支援事業（障害者自立支援法の地域生活支援事業）のサービスの一つとして位置付け実施します。通学介助は、保護者が就労等で介助ができない場合の登下校時に、利用できる障害児の介助サービスです。利用できる回数を増やすなど、これまでの事業での取り組みに比べ、充実した支援内容になっています。

内容

1 事業開始

平成20年4月1日から

2 対象

義務教育就学中で、介助者の付き添いがなければ外出することが困難な障害児
保護者が就労等により通学の介助ができない場合

3 利用パターン

自宅から学校、学校から自宅等

4 年間利用見込み

回 数 約14,700回

5 利用負担

移動支援事業に同じ（一般世帯10%負担、低所得世帯3%負担）
自立支援給付との月額上限額の調整

問い合わせ

健康福祉部 障害福祉課 支援事業係 (5722)9254

少子高齢社会への対応

次代を担う子どもの育ち・学び・遊びを支える環境づくり
子どもと子育てのまちづくりサイトの運営等

4,087千円

概要

区は、平成17年に制定した「子ども条例」の中で、子どもが自分の力で考え、行動し、経験を通して成長する「子育ち」を支えるために、保護者、区民、団体、事業者、行政などが連携・協力しながら取組みを進めていくこととしています。

本事業は、子ども、保護者、地域の大い人（NPOや子育てグループを含む）が、インターネット上にそれぞれの視点に基づく子育ち・子育て支援に関するサイトをつくり互いにリンクし合うことで、地域の中で子どもや子育て世代と高齢者、事業者との交流を促進し、地域全体で子どもや子育てを支えるまちを作り上げていくことを目的としています。

平成19年度に公募により子育て家庭をはじめとする区民と行政でワークショップを開催し、区民等の意見の交流により、まちづくりサイトの大枠を定め、運営可能な部分からサイトを構築し、3月に運営を開始する予定です。

平成20年度には、既存のコンテンツの充実やサイト機能の拡大を進め子育て中の家庭環境づくりに役立つようにサイトを運営します。

内容

平成20年度では、19年度に引き続き大人、子どもの各ワークショップを開催します。地域とのつながりの薄い共働きや核家族世帯同士等が地域（子育て家庭のみならず異世代）との交流に役立て、子育てに関する負担感・不安感の軽減のため情報及び意見発信・交流の拡大を目指します。

また、新たに①携帯電話からもアクセスを可能にし、いつでも容易に情報を収集できるようにします。②区民が安心して意見交換できる環境をつくります。

既存のサイトの細部についても適宜修正等を行い、子育て情報の発信・情報交換等の拠点として、新鮮かつ充実した情報の提供を行い魅力ある満足できるサイトの運営を行います。

問い合わせ

子育て支援部 子ども政策課 子ども家庭支援センター係 (5722) 9743

少子高齢社会への対応

次代を担う子どもの育ち・学び・遊びを支える環境づくり

養育困難家庭ホームヘルプサービス事業の実施

2,159千円

概要

近年、様々な事情により養育困難な家庭が増えることにより、不適切な養育下にある子どもたちが精神の安定を図るために、家庭、学校、地域で心配な行動（怒鳴る、蹴る、殴る等）を表出してくることがあります。こうした子どもたちの精神的安定を図るために、子育てに困難な家庭に出向いての支援や、産後うつや精神疾患など従来の産後支援派遣ヘルパーの枠を超えたケースへの支援も含めて家事・育児を手伝いながら、親子に必要な援助ができる専門的な知識を備えている経験豊富なヘルパーを派遣します。

内容

1 対象

児童虐待通報や関係機関から養育が不安と思われる子育て家庭の中で、親子の関係・生活改善を行うことにより虐待の防止につながると思われる世帯。

2 援助内容・目的

精神疾患、身体的疾患、産後うつなど、なんらかの事情があって、自分たちだけでは基本的生活習慣の定着を行っていけないおそれがあったり、子どもの養育に困難さを抱えている家庭への支援として、家事・育児を手伝いながら、親や子どもに寄り添い親子に必要な援助をすることを内容として、専門的（育児・心理関係）な知識を備えている経験豊富なヘルパーを派遣します。

問い合わせ

子育て支援部 子ども政策課 子ども家庭支援センター係 (5722) 9743

少子高齢社会への対応

次代を担う子どもの育ち・学び・遊びを支える環境づくり

子育てカフェ整備費補助事業の実施

3,000千円

概要

区では、主に0歳から3歳までの子どもとその保護者が集い、交流し、子どもを遊ばせながら、ベラン指導員のもとで育児に関する疑問や不安を解消できる場として、区内に5か所の子育てふれあいひろばや子ども家庭支援センター内「ほ・ねっとひろば」を整備してきました。また、保育園や児童館でも家庭で子育てをしている親子の交流を目的とした事業を幅広く展開しており、これらの事業は子育て中の親子からの人気が非常に高く、常に盛況を呈している状況です。

そこで、平成20年度からは、小さい子どもと一緒にでも周囲に気を遣わずに飲食しながら人と交流ができる「子育てカフェ」を民間事業者等を活用して創出していくこととし、そのためには当初の施設整備費用と運営費の一部を区が補助することにいたしました。

「子育てカフェ」では、乳幼児と一緒に外出ができるように、子ども向けの食事への配慮、オムツ替えスペースやベビーカー置き場などの提供を行うとともに、絵本の読み聞かせや子育て講座などを定期的に開催していきます。

「子育てカフェ」は、子どもを連れた外出や交流の機会が増え、子育てを楽しむことで、産後うつや育児ストレスの解消、ひいては児童虐待防止にも効果を発揮するものと考えています。

また、民間事業者や団体の創意工夫を活用することで、子育てを楽しみながら地域のさまざまな世代との自由な交流を進め、地域振興や地域全体で子育てを支えあう関係づくりにつなげていくことを目指します。

内容

補助対象期間を3年とし、平成20年度は1年目として、民間の店舗等（新規開設だけでなく、既存店舗の改修も可）にベビーカー置き場やオムツ替えコーナーの設置、トイレの改修、子どもが座って遊べる床の張替えなどの施設整備費用、また絵本やおもちゃの購入代、シーツのクリーニング代などの運営費用を合計して1施設100万円を上限として3施設に対して補助を行います。

2年目・3年目は、1施設20万円を上限として運営経費の補助を行います。

また、区は子育て講座や交流会の開催に向けて講師の紹介などの協力をしています。

問い合わせ

子育て支援部 子ども政策課 子ども政策係 (5722) 9596

少子高齢社会への対応

次代を担う子どもの育ち・学び・遊びを支える環境づくり
認証保育所補助の充実

2,880千円

概要

認証保育所は、大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、東京都独自の認証基準を満たして設置された保育施設で、区内に 10 カ所が整備されています。駅から近いことや開所時間が長いことなどから、認証保育所への保育需要は年々高まりつつあります。

区立保育園など認可保育所では対応できない保育需要に応え、また、認可保育所への保育需要を補う保育施設として、認証保育所への期待は一層大きいものとなってきています。

障害児保育を実施してほしいという認証保育所への要望はその一つですが、一定の限られた施設基準の中で、そういう要望に前向きに取り組もうとしている認証保育所に対し、区として財務面で支援し、障害児の受入れと保育向上の弾みとしてもらうこととしました。

認証保育所への運営費補助に、区独自の補助項目として「障害児保育加算費」を新設します。

内容

障害児を受入れて保育している区内認証保育所に対し、通常の運営費補助に加えて、障害児 1 名につき月額 4 万円を補助します。

〈例〉定員 30 名の認証保育所で 2 歳児を保育する場合の補助額

健常児 ⇒ 月額 85,980 円

障害児 ⇒ 月額 85,980 円 + 月額 40,000 円 = 月額 125,980 円

〈予算額〉 @ 40,000 円 × 6 人 × 12 月 = 2,880,000 円

問い合わせ

子育て支援部 保育課 保育サービス推進係 (5722) 9849

少子高齢社会への対応

次代を担う子どもの育ち・学び・遊びを支える環境づくり
めぐろ学校サポートセンターの開設

246,424千円

概要

めぐろ学校教育プランが掲げる「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」の実現を目指し、平成20年4月1日から「めぐろ学校サポートセンター」を開設します。当初は、旧守屋教育会館をそのまま使用しますが、7月1日からは旧第二中学校を改修した新施設に移転し、3つのサポート部門により学校を支援します。

内容

1 教職員サポート

11,578千円

教職員の資質と能力の向上を図る研修を充実し、ICT（情報通信技術）等の学校への活用を支援します。また、初任者等への巡回訪問を実施します。

2 学習・相談サポート

58,789千円

学校を病気などで休みがちな児童・生徒を支援する学習支援教室「めぐろエミール」を運営します。また、電話・来室による教育相談の実施やスクールカウンセラーの学校派遣を行います。長期休業期間中には、基礎学力定着のため学習相談窓口を設け、児童・生徒を支援します。

3 個別サポート

73,208千円

特別支援教育、健康教育に関する課題を解決するため、特別支援教育専門調査員、特別支援教育専門相談員、特別支援教育支援員、学校健康トレーナーを学校に派遣するなど、個々の児童・生徒の状況に応じた支援をします。

4 その他施設維持管理経費等

102,849千円

問い合わせ

教育委員会事務局 指導課 守屋教育会館 (3715) 1531

少子高齢社会への対応

次代を担う子どもの育ち・学び・遊びを支える環境づくり

学校校庭の人工芝化

214, 773千円

概要

現在、児童・生徒の体力の向上を図り、健康な体を育むことが多くの区民から求められています。そのためには、児童・生徒が校庭で充分に遊んだり、運動できることが大切です。

そこで、水はけが非常に良く、雨上がりでも、ほとんど時間をおかずに対校庭の使用が可能な状態になる人工芝を用いて校庭改修を行います。さらに、人工芝は、ほとんど全ての運動に適する広い適応性があり、転んでも怪我をしにくいなど、非常に高い安全性があります。そのうえ、土ぼこりの発生がないので、近隣の方の快適性も向上します。また、管理面からも土の流出が無く、日常管理が容易であるといった特長があります。

以上のような優れた人工芝の特性に着目し、目黒区独自の施策として、人工芝を用いた校庭の改修を行います。

内容

20年度は、小学校2校、中学校1校の校庭を人工芝化します。

予算内訳 小学校 134, 773, 000-

中学校 80, 000, 000-

問い合わせ

教育委員会事務局 学校施設計画課 (5722) 9307

少子高齢社会への対応

次代を担う子どもの育ち・学び・遊びを支える環境づくり
伝統文化子ども教室の実施

920千円

概要

子どもたちに日本の伝統文化に触れる機会を提供するため、夏休みいけ花子どもスクール・茶の湯子どもスクール、夏休み子ども将棋教室、夏休み子ども囲碁教室を実施します。

内容

1 夏休みいけ花子どもスクール・茶の湯子どもスクール

- (1) 各3会場で3日間実施します。
- (2) 対象は区内在住・在学の小学生です。
- (3) 参加費用は参加者が実費を負担します。

2 夏休み子ども将棋教室

- (1) 中央町社会教育館で5日間実施します。(予定)
- (2) 対象は区内在住・在学の小学生で初心者です。

3 夏休み子ども囲碁教室

- (1) 中央町社会教育館で3日間実施します。(予定)
- (2) 対象は区内在住・在学の小学生で初心者です。

問い合わせ

教育委員会事務局 地域学習課 社会教育係 (5722) 9314

少子高齢社会への対応

健やかに生きがいをもつて暮らせる長寿安心社会を創る

介護保険サービス基盤の整備支援

200,700千円

概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくために、身近な地域においてサービスを提供する認知症高齢者グループホームなどの「地域密着型サービス」を整備し、介護保険サービスの充実を図ります。

20年度は区の第3期介護保険事業計画の最終年度であり、国の交付金等を活用した介護基盤整備補助制度の対象を拡大し、民間事業者の参入を促進します。

内容

1 認知症高齢者グループホーム整備補助・・・4ユニット 148,200千円

認知症高齢者グループホームは、介護が必要な認知症高齢者が、家庭的な雰囲気の中でスタッフの介助や機能訓練等のサービスを受けながら、1ユニット5~9人で共同生活をする場です。このホームを整備する際に、国の交付金等を活用し、区の独自補助分を含めて助成します。

- (1) 認知症高齢者グループホームの整備費を補助します。
- (2) 小規模多機能型居宅介護拠点を併設して整備する場合に加算します。
- (3) 備品・解体費等を補助します。
- (4) 土地や建物の賃借料を補助します。
- (5) 防火設備の設置費用を補助します。

2 小規模多機能型居宅介護整備補助・・・3か所 52,500千円

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、要介護者の心身の状況や、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、在宅での生活が継続できるよう支援するサービスです。このサービスの場を整備する際に、国の交付金を活用し、区の独自補助分を含めて助成します。

- (1) 小規模多機能型居宅介護拠点の整備費を補助します。
- (2) 土地や建物の賃借料を補助します。

問い合わせ

健康福祉部 高齢福祉課 高齢福祉計画係 (5722)9607

健康福祉部 介護保険課 介護保険計画係 (5722)9840

少子高齢社会への対応

健やかに生きがいをもつて暮らせる長寿安心社会を創る

認知症の人と家族を地域で支えるまちづくりの推進

3,140千円

概要

認知症については、早期の対応や適切なケアにより、進行を遅らせることや症状を改善させることができることが、明らかになってきています。そのような中で、地域社会全体が認知症について正しい理解を持ち、早期発見・早期対応を促進することや、認知症の人と家族を地域で支えていくことが、重要な課題となっています。

平成20年度は、認知症の普及・啓発事業を拡充するとともに、認知症相談体制の充実、認知症家族会への支援、地域におけるネット・ワーク構築などに新たに取組み、認知症対策を総合的に推進します。

内容

1 認知症についての理解促進

2,245千円

- (1) 19年度から開始した認知症サポーター養成講座について、従来の区主催型講座に加え前講座を実施するなど、新たな展開を図ります。
- (2) 認知症地域ケアの講演会・映画会を開催します。
- (3) 早期発見・早期対応に主眼を置いた認知症パンフレットを作成します。

2 認知症相談の充実

817千円

地域包括支援センターや保健福祉サービス事務所などの認知症に関する相談体制を充実するため、精神科医によるスーパーバイズを行うとともに、従事職員を対象とした研修を計画的に実施します。

3 認知症家族会の支援

78千円

自主運営をしている認知症高齢者家族会への支援として、新たに専門医等の派遣を行います。

4 地域におけるネット・ワークの構築

(予算は、高齢者虐待防止の推進に計上)

認知症対策や高齢者虐待防止を地域全体で推進するため、区内の関係機関などの連絡会を設置し、地域におけるネット・ワークの構築に取組みます。

問い合わせ

健康福祉部 包括支援調整課 包括支援係

(5722)9385

少子高齢社会への対応

健やかに生きがいをもって暮らせる長寿安心社会を創る

高齢者福祉住宅の確保

120,810千円

概要

区では、高齢者で住宅に困窮する区民の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、高齢者福祉住宅を整備し、運営しています。

引き続き高齢者福祉住宅を確保するため、区内の土地所有者等が行う高齢者住宅の建設にあたって、設計費、建設費等の補助を行い、建設後の住宅を区が一括して借上げ、高齢者福祉住宅として提供します。

内容

高齢者福祉住宅 1棟

戸数 20戸（単身用17戸・世帯用3戸）

付帯施設 生活相談室・コミュニティルーム・駐輪場等

管理開始 平成21年4月1日（予定）

問い合わせ

都市整備部 住宅課 住宅計画係 (5722)9877

健康福祉部 高齢福祉課 高齢者福祉住宅係 (5722)9403

環境問題への取り組み

未来に引き継ぐ安心で快適な生活環境の保全・創造
めぐろ住環境プロジェクトの推進

9,703千円

概要

土地利用の高度化・高密度化の進展は、良好な住環境を保全・形成していく上で大きな課題となっています。その課題解決の一方策として、建築物等に対する規制誘導やみどりの保存・創出していくための条例の施行及び区内全域を対象とした都市計画の変更を行なうなど、良好な住環境の保全形成に向けた「めぐろ住環境プロジェクト」を推進します。

内容

1 新設条例の施行（概要）

(1) 住環境整備条例

- ・大規模建築物(延べ面積1,500m²以上で地上5階以上の建築物等)やワンルームマンション等の建築に際して、オープンスペース、防災施設、駐車・駐輪場等の設置及びワンルームマンションへのファミリー住戸の付置等を義務付けます。

(2) 開発許可における公共施設等の整備基準に関する条例

- ・開発区域内に設ける公園等の面積を開発地域面積の6%とし、また、開発区域内における建築物の敷地面積の最低限度に関する規定を設けます。

(3) 斜面地建築物の制限に関する条例

- ・第一種低層住居専用地域内の斜面地建築物について、階数を地域により4階または5階以下に制限します。

2 改正条例の施行（概要）

(1) 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

- ・大規模建築物等やワンルームマンション等を建築する場合に、建築規模に応じ60日又は90日間の事前周知期間を設けます。また、隣接住民から要望のあった場合は説明会の開催を義務付けます。

(2) 自転車等放置防止条例

- ・飲食店やスポーツ施設、学習塾などの施設に駐輪場の設置を義務付けます。また、条例施行以前の施設にも努力義務を設けます。

(3) みどりの条例

- ・既存樹木の伐採に際しての届出を義務付けます。また、敷地面積500m²以上の建築物に屋上緑化を原則とした緑化規定を設けます。

3 都市計画変更（概要）

(1) 建築物の絶対高さ制限

- ・目黒区全域を対象として、用途地域・容積率など地域特性に応じて、5階程度の17m(区内の約4割)から60mまでの絶対高さ制限を設けます。

なお、すでに第一種低層住居専用地域は10m又は12mの絶対高さ制限が行われておりますので、今回の制限により区内の約8割が17m以下の建物に制限されることになります。

(2) 敷地面積の最低限度

- ・住居系・工業系用途地域に60m²、近隣商業地域に55m²の敷地面積の最低限度制限を指定し、新たな敷地の細分化を防ぎます。

なお、すでに第一種低層住居専用地域は80m²・70m²の敷地面積の最低限度制限が指定されています。

問い合わせ

都市整備部の各課に係わるため、都市計画課都市計画係で担当をご案内します。（5722）9726

環境問題への取り組み

未来に引き継ぐ安心で快適な生活環境の保全・創造
都市景観形成の推進

12,171千円

概要

平成 17 年に都市等における良好な景観の形成を図るため、景観計画の策定や景観形成のための規制などを定めた「景観法」が施行されました。

「目黒区都市計画マスタープラン(平成 16 年 3 月)」や「目黒区都市景観形成方針(平成 5 年 3 月)」、さらに「景観法」を踏まえ、景観資源を尊重した街並みや個性的な街並みの形成などにより、快適な日常生活を営み愛着や誇りを持って住み続けたくなる魅力ある街を実現するため、総合的な景観形成に取り組んでいきます。

区は、18 年度から「景観法」に基づく「景観計画」の策定を目指し検討を行っており、20 年度は、「(仮称) 目黒区景観計画(案)」の作成や、「(仮称) 目黒区景観条例」の制定に向けた取り組みを進めます。

内容

- ・「景観法」に基づく「景観計画」の策定に向け、区民のご意見を聴きながら「(仮称) 目黒区景観計画(案)」を作成します。
- ・「景観計画」の策定や実現の方策などを定めた「(仮称) 目黒区景観条例」の制定に向けて取り組みます。

問い合わせ

都市整備部 都市計画課 都市計画係 (5722) 9726

環境問題への取り組み

未来に引き継ぐ安心で快適な生活環境の保全・創造
緑が丘駅周辺のバリアフリー整備

300,000千円

概要

区は、緑が丘駅周辺のバリアフリー化を進めるため、「緑が丘駅周辺地区都市再生交通拠点整備計画」を策定し、鉄道事業者の駅舎改良工事に併せ、歩行者広場、自由通路及び自転車駐車場の整備を行います。

内容

歩行者広場、自由通路を整備し、鉄道高架下に自転車駐車場、誰でもトイレを整備します。
鉄道事業者は、駅舎を改良し、エレベーター、エスカレーター、多機能トイレを設置しバリアフリー化を進めます。
平成20年度は、準備工事、鉄道構造物の撤去及び仮設工事を行う予定です。
整備事業は平成23年3月に完了する予定です。

整備内容

- | | |
|-----------|--|
| 1) 歩行者広場 | 面積 約164m ² 駅舎改良に合わせ、鉄道高架下空間を活用した歩行者広場を整備します。 |
| 2) 自由通路 | 面積 約134m ² 自転車駐車場への動線を確保し、駅から呑川緑道へのアクセス機能を向上させます。 |
| 3) 自転車駐車場 | 鉄道高架下に駐輪台数280台の自転車駐車場を整備します |

問い合わせ

都市整備部 都市整備課 住環境整備係 (5722)9657

環境問題への取り組み

未来に引き継ぐ安心で快適な生活環境の保全・創造
洗足駅周辺の環境整備

159, 158千円

概要

目黒区は、平成12年3月に目蒲線沿線整備基本方針を定め、沿線街づくりの具体化を進めてきたところです。

この整備は、基本方針にて計画されているものであり、目黒線洗足駅周辺の環境改善を目的とし、現在、鉄道が掘割となっている部分を人工地盤により蓋架けし、その上部を駅前広場と自転車駐車場として整備するものです。

整備については、鉄道事業者と共同して行ない、駅前広場については目黒区が、自転車駐車場については鉄道事業者が、それぞれ整備を行ないます。

内容

駅前の景観を向上させるため駅前広場を整備します。

- ・植え込みやベンチ等の休憩施設の整備を予定しています。
- ・整備は平成20年度中に終了する予定です。
- ・駅前広場面積約260平方メートル。

問い合わせ

都市整備部 都市整備課 街づくり調整係 (5722) 9714

環境問題への取り組み

未来に引き継ぐ安心で快適な生活環境の保全・創造
なかめ公園橋新設

141,645千円

概要

金属材料技術研究所跡地は、現在、区立中目黒公園などとして整備され、目黒川に接するとともに防衛省の施設及び東京共済病院敷地に囲まれています。地形条件や自然条件、大規模施設の集中などが相まって地域から分断された状況にあり、山手通りなどの幹線道路へアクセスするための生活道路が不足しています。

一方、跡地を含む周辺一帯は広域避難場所に指定されています。震災時における目黒川の対岸地域からの避難路を充実させる必要があります。

本整備は、跡地と目黒川対岸地域とのアクセスの利便性を向上させるため、橋りょうの新設を行うものです。

内容

橋りょう新設 1橋

1 橋りょう名

なかめ公園橋

2 橋りょう形式

規格：道路橋（人道橋）

形式：鋼材を主桁とする構造

橋長：34.2メートル

橋幅：有効7.5メートル、（バルコニー部分：有効10.5メートル）

3 整備内容

平成19年度：橋台、桁製作

平成20年度：桁架設、橋面整備

問い合わせ

都市整備部 土木工事課 土木設計係 (5722) 9774

環境問題への取り組み

環境負荷を減らし地球を守る循環型社会の形成

プラスチックリサイクルの推進

836, 326千円

概要

便利で快適なくらしに欠かせない商品の原材料として、プラスチックは大量生産・大量消費され、目黒区内では、家庭から排出される不燃ごみ（毎年約15,000トン）の約60%を占めています。

この廃プラスチックは、京浜島不燃ごみ処理センターで破碎・減容され、一部は大田清掃工場第二工場で焼却されるものの、残りは「中央防波堤外側埋立処分場」に埋め立てられています。

しかし、処分場は再生不可能な貴重な空間であり、埋立処分量をゼロに近づけて、東京港の最後の処分場を一日でも長く利用していくことが必要です。

こうした背景から、平成17年10月の特別区長会総会では、廃プラスチックの熱回収（サーマルリサイクル）を平成20年度に本格実施することを確認しています。

本区ではリサイクル先進区としての立場から、廃プラスチックについては、基本的には資源化（マテリアル・ケミカルリサイクル）し、それでもなお残る廃プラスチックのみを、貴重な熱資源として熱回収（サーマルリサイクル）していくこととしました。

本年度は、19年10月から先行したモデル事業を踏まえながら、10月から区内全域でペットボトルやプラスチック製容器包装の分別回収と、廃プラスチックのサーマルリサイクルを本格実施します。

内容



(プラスチック製容器包装)

1 びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別回収事業 (788, 580千円)

不燃ごみに重量比で20%以上混入しているびん・缶・ペットボトルに加え、プラマークの付いたプラスチック製容器包装を資源として有効活用するため、4月から9月までモデル事業を継続したうえ、10月からこの4品目資源の分別回収を区内全域で本格実施します。

回収されたペットボトルやプラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に基づいた指定法人ルートで再商品化されたのち、繊維・シート・運搬用パレット・建築用パネルなどに再生加工されたり、コークス炉化学原料化などの手法でケミカルリサイクルされたりします。

2 廃プラスチックのサーマルリサイクルに係るごみ収集 (20, 780千円)

再資源化が困難な廃プラスチックは、従来の不燃ごみから排出区分を可燃ごみに変更し、目黒清掃工場で熱回収（サーマルリサイクル）します。4月から9月までは区内20%地域でのモデル収集を継続しながら、燃焼実証試験で安全性を確認したうえ、10月から区内全域で可燃ごみとして収集します。

3 プラスチックリサイクルの推進に係る普及啓発 (26, 966千円)

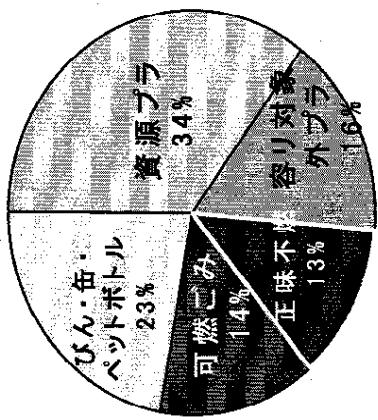
資源とごみの分け方・出し方を周知するため、「めぐろ区報」、ホームページ、環境・清掃ニュース「エコめぐろ」などの広報媒体を活用するとともに、パンフレット（保存版）を全戸に配付します。

また、ビデオ映像や展示パネルを使用した住民説明会を総合庁舎や住区センター等で開催するほか、町会や大規模集合住宅に出向いての個別説明会や、駅頭での啓発キャンペーンも実施します。

問い合わせ

環境清掃部 ごみ減量課 清掃計画係 (5722) 9883
環境清掃部 清掃事務所 資源・計画係 (3719) 5345

不燃ごみ15,000t／年



ペットボトルやプラスチック製容器包装等の分類回収と、廃リサイクルを区別をこどりで本格展開することで、

区民の分別協力率
が80%になると
想定して、

☆資源4品目とは、
・ペットボトル
・びん
・缶

資源4品目
6,900t増加

古紙含めた資源は、
全量で27,000t

環境問題への取り組み

環境負荷を減らし地球を守る循環型社会の形成
地球温暖化防止啓発イベントの開催等

4,668千円

概要

区は、区民、事業者、地域団体、学校、区など幅広い分野の代表で構成する「目黒区地球温暖化対策地域協議会」により検討を進めていた「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」を平成19年度末までに策定する予定です。今後は、「目黒区地球温暖化対策地域協議会」を中心に、地域の地球温暖化対策を進めていくため、様々な啓発活動を行っていきます。

内容

「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」を進めるためには、区民・事業者一人ひとりの取組みが重要です。そこで、「目黒区地球温暖化対策地域協議会」を中心に、イベントなど様々な啓発活動を行い、区民の日常生活や事業活動の中で実践できる環境配慮行動を区内全域に広めていきます。

主な啓発活動

1) イベントの開催

- ・環境月間である6月に「目黒区地球温暖化対策地域協議会」の会員でもある東京商工会議所目黒支部が行うシンポジウムに共催します。
- ・地球温暖化防止月間である12月には、「目黒区地球温暖化対策地域協議会」が主体となり、地球温暖化対策普及啓発イベントを行います。

2) 啓発用品の作成

地球温暖化対策として、日常的に区民が活用できる啓発用品を作成し、地球温暖化に関する様々なイベント等で配布します。

問い合わせ

環境清掃部 環境保全課 環境計画係 (5722)9356

環境問題への取り組み

環境負荷を減らし地球を守る循環型社会の形成

学校校舎の壁面緑化

6,048千円

概要

現在、地球温暖化への多様な対策が求められています。そこで、夏季の建物の急激な温度上昇が緩和され、環境負荷の低減がはかられる学校校舎の壁面緑化（緑のカーテン）を行います。

また、児童・生徒が植物を育て緑のカーテンを進めることにより、良好な環境を守り育てるという環境教育にも役立ちます。

さらに、地域の方々が緑のカーテンを身近に接することで、壁面の緑が地域へ安らぎを与え、環境保全に対する関心を高めるなどの効果もあります。

以上のような優れた緑のカーテンの特性に着目し、目黒区独自の施策として、壁面緑化を行います。

内容

20年度は、小学校2校、中学校2校の校舎を壁面緑化します。

予算内訳 小学校 3,024,000-

中学校 3,024,000-

問い合わせ

教育委員会事務局 学校施設計画課 (5722) 9307

地域特性を生かした目黒らしさのある取組み

観光まちづくりの推進

22,886千円

概要

区では、区民・事業者・団体・行政が連携・協力し、にぎわいと活力あるまちの実現を目指し、区内産業の振興を図るため、17年3月に「目黒区観光ビジョン」を策定しました。

現在、観光ビジョンに掲げられた施策を効果的に進めるために、区民、事業者、関係団体から成る「目黒区観光まちづくり推進協議会」において、街あるきを主眼とした「観光まちづくり」を推進しています。

内容

1 観光推進組織設立準備

区としての競争力を高め、観光まちづくりによる「にぎわいと活力のあるまち」の実現をめざし、情報の収集・発信をはじめ、事業の企画・立案や企業協賛、目黒ブランドの創出、観光ボランティアなどの人材育成等の多岐に渡る課題を解決していくためには、行政の枠を超えた、より柔軟な発想と行動力が必要です。このため、専門コンサルタントの参加を得て、費用対効果を見極めながら、目黒区にふさわしい、民間活力を活かした推進組織設立の準備を進めます。

*観光推進組織設立準備委託 1,600,000-

2 観光プロジェクト実行委員会運営補助

「目黒区観光ビジョン」に基づく施策を具体的に推進していくため、目黒区観光まちづくり推進協議会が主催する検討会議運営および、地域特性を活かしたリーディングプロジェクトの実施について支援していきます。

*実行委員会運営補助（目黒川さくらフェスタ、自由が丘観光フェスティバル）

19,590,000-

*協議会委員報償費 1,696,000-

問い合わせ

産業経済部 観光・雇用課 観光・雇用係 (5722) 9553

地域特性を生かした目黒らしさのある取り組み

友好都市協定締結記念（角田市産米特売支援）

5,500千円

概要

宮城県角田市とは、室町時代中期に目黒区（当時は武州荏原郡目黒邑）から豪族「目黒氏」が移り住んだまちとしてこれまで各種の交流を継続してきました。特に米穀小売商業組合目黒支部では、区から委託を受けて実施する米消費拡大事業の一環として販売員研修のため平成8年から角田市を訪問して交流を深めてまいりました。これらの交流をさらに深めるため、角田市と友好都市協定を締結することが予定されています。

この角田市との友好都市協定締結を祝って、角田市産米を区民に市価より安く提供します。

あわせて、米穀小売商業組合目黒支部加盟のお米屋さんを支援します。

内容

米穀小売商業組合目黒支部加盟のお米屋さんが販売する、角田市産米のコシヒカリ、ひとめぼれを低価格で区民に提供できるよう米穀小売商業組合目黒支部へ助成金を交付します。

問い合わせ

産業経済部 産業経済課 商店街振興係 (5722) 9881

地域特性を生かした目黒らしさのある取り組み

中高生の編集による区内紹介情報誌の発行

2,927千円

概要

中高生が同世代に向けた目黒区の地域情報誌を編集・発行していく過程で、さまざまな人との出会いや、物づくりの体験をすることで、中高生の主体性や社会性を育むとともに、中高生同士が支えあう関係づくりを進めます。

情報誌は、中高生から見た目黒の魅力を発信したり、中高生が感じたことや考えたことを活字を通して表現していきます。

内容

1 対象 目黒区在住、在学の13～18歳くらいの中高生など

2 内容 「目黒区の地域情報の発信」「中高生からの発信」などを目的にした情報誌作成のための企画・取材・編集・配布など

3 配布 中学校・高校他、児童館、図書館などで配布

問い合わせ

子育て支援部 子育て支援課 児童館係 (5722) 9861

地域特性を生かした目黒らしさのある取組み

区内教育機関（大学）との連携

455千円

概要

現在、区内の大学や高等学校では区民向け公開講座を実施しています。区は、これらの学習情報の収集を行い、区報やホームページ、生涯学習情報紙「新鮮生涯学習情報」で区民に提供してきました。今後も、区民の多様なニーズに応えるため、様々な機関と協力し学習活動を展開していく必要があります。

そこで、20年度は、区内教育機関とのさらなる連携・協力を図るため大学等と協議する場を設け、学習活動の共同開催や人材の相互活用、学習活動の場の相互協力、情報の一元化を進められるよう取り組んでいきます。

また、「新鮮生涯学習情報」の紙面を拡充し内容を充実していきます。

内容

- 区内教育機関と生涯学習に関する連絡会の開催
- 講演会・公開講座の実施（土曜講座・連続講座）
- 生涯学習情報紙の充実

月2回発行の「新鮮生涯学習情報」の紙面を、年4回A3版で発行します。

問い合わせ

教育委員会事務局 企画調整課 計画調整係 (5722) 9316

地域特性を生かした目黒らしさのある取組み

めぐろアートウィーク（仮称）の開催

2,278千円

概要

目黒区は芸術文化面において大変底力のある地域です。芸術文化の専門家が多数住み、特色ある芸術文化活動を行う学校があり、芸術文化に関わる団体・企業があり、そして、身近なところにホール、劇場、美術館・博物館があります。そのような地域では、多くの区民が熱心に芸術文化活動を行っています。

目黒区は、このような地域の特色を生かして、①聴こう・観よう・知ろう、②造ろう、③応援しよう、という3つの視点から、多くの区民がさらに目黒区の芸術文化に親しむ機会を造っていきます。

そして、芸術文化を通した人のつながりが生まれ、さらに目黒区の魅力の幅広い発信につなげていきます。

内容

区内在住の芸術家による公演、今後活躍が期待される新進芸術家による公演、音楽や美術に関するワークショップ、区内で芸術文化活動に取り組むアマチュア団体の発表などを計画しています。また、実施に当たっては区内にある美術館等のご協力がいただけるよう努めるとともに、多くの区民にも運営にご参加いただきたいと考えています。

実施は平成21年2月から3月を予定しています。

公演内容などめぐろアートウィーク（仮称）の具体的な内容につきましては、詳細が決まり次第お知らせしていきます。

問い合わせ

教育委員会事務局 企画調整課 計画調整係 (5722)9682

地域特性を生かした目黒らしさのある取り組み

めぐろ歴史資料館の開設

142,451千円

概要

区民の歴史学習の拠点として、目黒区の歴史がわかり、人びとの暮らしが理解できる「めぐろ歴史資料館」を旧第二中学校を改修した施設に平成20年9月中旬開館する予定です。

内容

「めぐろ歴史資料館」は、目黒の歴史や文化に関する資料や情報を収集し、保管しながら調査研究を進め、その成果を展示や教育普及事業に活用していきます。

- ・展示……出会いと発見の展示を心がけ、誰もが目黒の歴史がわかり、そこに営まれてきた人びとのくらしや道具に込められた先人の知恵や工夫がわかる展示を行います。
常設展示（屋外展示を含む）、企画展示、収蔵資料展、社会科展、新収蔵資料展など
- ・教育普及…目黒の歴史や文化に関する講演会・講座、郷土や歴史の学習相談、図書資料の閲覧、所蔵資料の画像閲覧、資料目録・図録などの刊行、などを行います。

開設準備-----132,938千円

一般運営-----9,513千円

【展示イメージ】

資料館展示室導入



展示室1



展示室2



展示室3+通路

問い合わせ

教育委員会事務局 地域学習課 目黒区郷土資料室（守屋教育会館内） (3715) 1531